

刑法訓解

内藤傳右衛門訓解

全

特39

799

035670-000-5

特39-799

刑法訓解(改定)

内藤 伝右衛門/著

M13

BBP-0240



第四章	不論罪及び減輕	十
第一節	不論罪及び宥恕減輕	全
第二節	自首減輕	十
第三節	酌量減輕	十一
第五章	再犯加重	十二
第六章	加減順序	十三
第七章	數罪俱發	全
第八章	數人共犯	十四
第一節	正犯	全
第二節	從犯	全
第九章	未遂犯罪	十五
第十章	親屬例	全
第二編	公益に關する重罪輕罪	十六

第一章	皇室に對する罪	全
第二章	國事に關する罪	全
第一節	内亂に關する罪	全
第二節	外患に關する罪	十七
第三章	靜謐を害する罪	十八
第一節	兇徒聚衆の罪	全
第二節	官吏の職務を行ふを妨害する罪	十九
第三節	囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪	全
第四節	附加刑の執行を遁るゝ罪	全
第五節	私に軍用の銃砲彈藥を製造及所有する罪	全
第六節	往來通信を妨害する罪	全
第七節	人の住所を侵す罪	二十二
第八節	官の封印を破棄する罪	二十三

第九節	公務を行ふを拒む罪	二十三丁
第四章	信用を害する罪	二十四丁
第一節	貨幣を偽造する罪	全丁
第二節	官印を偽造する罪	二十五丁
第三節	官の文書を偽造する罪	二十六丁
第四節	私印私書を偽造する罪	二十七丁
第五節	免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪	二十八丁
第六節	偽證の罪	全丁
第七節	度量衡を偽造する罪	三十丁
第八節	身分を詐稱する罪	全丁
第九節	公選の投票を偽造する罪	三十一丁
第五章	健康を害する罪	全丁
第一節	阿片烟に關する罪	全丁

第二節	飲料の淨水を汚穢する罪	三十二丁
第三節	傳染病豫防規則に關する罪	全丁
第四節	危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪	全丁
第五節	健康を害す可き飲食物及び藥劑を販賣する罪	三十三丁
第六節	私に醫業を爲す罪	全丁
第六章	風俗を害する罪	全丁
第七章	死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪	三十四丁
第八章	商業及び農工の業を妨害する罪	全丁
第九章	官吏濫職の罪	三十五丁
第一節	官吏公益を害する罪	全丁
第二節	官吏人民に對する罪	三十六丁
第三節	官吏財産に對する罪	三十八丁

第三編

身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二節 毆打創傷の罪

第三節 殺傷に關する宥恕及び不論罪

第四節 過失殺傷の罪

第五節 自殺に關する罪

第六節 擅に人を逮捕監禁する罪

第七節 脅迫の罪

第八節 墮胎の罪

第九節 幼者又は老疾者を遺棄する罪

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

三十八丁

全丁

全丁

三十九丁

四十丁

四十一丁

全丁

四十二丁

全丁

全丁

四十三丁

四十四丁

全丁

第十二節 誣告及び誹毀の罪

第十三節 祖父母父母に對する罪

第二章 財産に對する罪

第一節 窃盜の罪

第二節 強盜の罪

第三節 遺失物埋藏物に關する罪

第四節 家資分散に關する罪

第五節 詐欺取財及び受寄財物に關する罪

第六節 贓物に關する罪

第七節 放火失火の罪

第八節 決氷の罪

第九節 船舶を覆没する罪

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

四十五丁

四十六丁

四十七丁

全丁

四十八丁

四十九丁

全丁

全丁

五十丁

全丁

五十一丁

五十二丁

全丁

刑法

第一編 總則

第一章 法例

第一條 凡法律に於て罰す可き罪別て三種と爲す

一 重罪

二 輕罪

三 違警罪

第二條 法律に正條なき者は何等の所爲と雖も之を罰するを得ず

第三條 法律は頒布以前に在る犯罪に及ぼすを得ず

若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者は新舊の法を比照し

輕きに從て處斷す

第四條 此刑法は陸海軍に關する法律を以て論ず可き者に適用する
とを得ず

第五條 此刑法に正條なくして他の法律規則に刑名ある者は各其法律規則に従ふ

若し他の法律規則に於て別に總則を掲げざる者は此刑法の總則に従ふ

第二章 刑例

第一節 刑名

第六條 刑は主刑及び附加刑と爲す
主刑は之を宣告す

附加刑は法律に於て其宣告する者と宣告せざる者とを定む

第七條 左に記載したる者を以て重罪の主刑と爲す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 無期徒刑

五 有期徒刑

六 懲役

七 輕懲役

八 重禁獄

九 輕禁獄

第八條 左に記載したる者を以て輕罪の主刑と爲す

一 重禁錮

二 輕禁錮

三 罰金

第九條 左に記載したる者を以て違警罪の主刑と爲す

一 拘留

二 科料

第十條 左に記載したる者を以て附加刑と爲す

一 剝奪公權

二 停止公權

三 禁治産

四 監視

五 罰金

六 沒收

第十一條 刑を執行し及び犯人を檢束する方法細目は別に規則を以て之を定む

第二節 主刑處分

第十二條 死刑は絞首す但規則に定むる所の官吏臨檢し獄内に於て之を行ふ

第十三條 死刑は司法卿の命令あるに非ざれば之を行ふとを得ず

第十四條 大祀令節國祭の日は死刑を行ふとを禁ず

第十五條 死刑の宣告を受けたる婦女懐胎なる時は其執行を停め分娩後一百日を経るに非ざれば刑を行はす

第十六條 死刑の遺骸は親屬故舊請ふ者あれば之を下付す但式を用ひて葬るとを許さず

第十七條 徒刑は無期有期を分たず島地に發遣し定役に服す

第十八條 徒刑は十二年以上十五年以下と爲す

第十九條 徒刑は婦女は島地に發遣せ内地の懲役場に於て定役に服す

第二十條 徒刑の四六十歳に滿る者は通常の定役を免し其體力相當の定役に服す

第二十一條 流刑は無期有期を分たず島地の獄に幽閉し定役に服せし

第二十二條 流刑は十二年以上十五年以下と爲す

第二十三條 流刑は十二年以上十五年以下と爲す

第二十四條 流刑は十二年以上十五年以下と爲す

第二十五條 流刑は十二年以上十五年以下と爲す

第二十六條 流刑は十二年以上十五年以下と爲す

第二十七條 流刑は十二年以上十五年以下と爲す

第二十八條 流刑は十二年以上十五年以下と爲す

第二十一條 無期流刑の囚五年を経過すれば行政の處分を以て幽閉を免し島地に於て地を限り居住せしむるを得
有期流刑の囚三年を経過する者亦同ト

第二十二條 懲役は内地の懲役場に入れ定役に服す

但六十歳に滿る者は第十九條の例に従ふ

重懲役は九年以上十一年以下輕懲役は六年以上八年以下と爲す

第二十三條 禁獄は内地の獄に入れ定役に服せせ

重禁獄は九年以上十一年以下輕禁獄は六年以上八年以下と爲す

第二十四條 禁錮は禁錮場に留置し重禁錮は定役に服し輕禁錮は定役に服せせ

禁錮は重輕を分たす十一日以上五年以下と爲し仍ほ各本條に於て其長短を區別す

第二十五條 定役に服する囚の工錢は監獄の規則に従ひ其幾分を

獄舎の費用に供し其幾分を囚人に給與す住現役百日以内は給與の限に在らず

第二十六條 罰金は二圓以上と爲し仍ほ各本條に於て其多寡を區別す

第二十七條 罰金は裁判確定の日より一月内に納完せしむ若し限内納完せざる者は一圓を一日に折算し之を輕禁錮に換ふ其一圓に滿ざる者と雖も仍ほ一日に計算す

罰金を禁錮に換ふる者は更に裁判を用ひて檢察官の求に因り裁判官之を命ず但禁錮の期限は二年に過るとを得ず
若し禁錮限内罰金を納めたる時は其經過したる日數を扣除して禁錮を免す但親屬其他の者代て罰金を納めたる時亦同ト

第二十八條 拘留は拘留所に留置し定役に服せず其刑期は一日以上十日以下と爲し仍ほ各本條に於て其長短を區別す

第二十九條 科料は五錢以上一圓九十五錢以下と爲し仍ほ各本條に

於て其多寡を區別す

第三十條 科料は裁判確定の日より十日内に納完せしむ若し限内納完せざる者は第二十七條の例に照し之を拘留に換ふ

第三節 附加刑處分

第三十一條 剝奪公權は左の權を剝奪す

一 國民の特權

二 官吏と爲るの權

三 勲章年金位記貴號恩給を有するの權

四 外國の勲章を佩用するの權

五 兵籍に入るの權

六 裁判所に於て證人と爲るの權但單に事實を陳述するは此限に在らざ

七 後見人と爲るの權但親屬の許可を得て子孫の爲めにするは此限

に在らざ

八 分散者の管財人と爲り又は會社及び共有財産を管理するの權

九 學校長及び教師學監と爲るの權

第三十二條 重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひず終身公權を剝奪す

第三十三條 禁錮に處せられたる者は別に宣告を用ひず現任の官職を失ひ及び其刑期間公權を行ふとを停止す

第三十四條 輕罪の刑に於て監視に付したる者は別に宣告を用ひず監視の期限間公權を行ふとを停止す

第三十五條 重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひず其主刑の終るまで親から財産を治むるとを禁ず

第三十六條 流刑の囚幽閉を免せられたる時は行政の處分を以て治産の禁の幾分を免ずるを得

第三十七條 重罪の刑に處せられたる者は別に宣告を用ひず各本刑の短期三分の一に等しき時間監視に付す

第三十八條 輕罪の刑に附加する監視は之を宣告す但各本條に記載する外監視に付することを得也

第三十九條 死刑及び無期刑の期滿免除を得たる者は別に宣告を用ひず五年間監視に付す

第四十條 監視の期限は主刑の終りたる日より起算す主刑の期滿免除を得たる時は其捕に就きたる日より起算す若し主刑を免して止た監視に付したる時は其裁判確定の日より起算す

第四十一條 監視に付せられたる者其情狀に因り行政の處分を以て

假に監視を免ずることを得

第四十二條 附加の罰金は之を宣告す若し一月内に納完せざる時は第二十七條の例に照し輕禁錮に換へ主刑滿期の後之を執行す

第四十三條 左に記載したる物件は宣告して官に沒收す但法律規則に於て別に沒收の例を定めたる者は各其法律規則に従ふ

- 一 法律に於て禁制したる物件
- 二 犯罪の用に供したる物件
- 三 犯罪に因て得たる物件

第四十四條 法律に於て禁制したる物件は何人の所有を問はず之を沒收す犯罪の用に供し及び犯罪に因て得たる物件は犯人の所有に係り又は所有主なき時の外之を沒收することを得也

第四節 徵償處分

第四十五條 刑事の裁判費用は其全部又は幾分を犯人に科す但其費

用の額は別に規則を以て之を定む

第四十六條 犯人刑に處せられ又は放免せらるゝと雖も被害者の請求に對し贓物の還給損害の賠償を免かるゝことを得ず

第四十七條 數人共犯に係る裁判費用贓物の還給損害の賠償は共犯人をして之を連帶せしむ

第四十八條 裁判費用贓物の還給損害の賠償は被害者の請求に因り刑事裁判所に於て之を審判するを得若し贓物犯人の手にある時は請求なしと雖も直ちに之を被害者に還付す

第五節 刑期計算

第四十九條 刑期を計算するに一日と稱するは二十四時を以てし一月と稱するは三十日を以てし一年と稱するは曆に従ふ

受刑の初日は時間を論せず一日に算入し放免の日は刑期に算入せず

第五十條 刑は裁判確定したる後に非ざれば之を執行することを得ず

第五十一條 刑期は刑名宣告の日より起算す若し上訴を爲したる者は左の例に従ふ

一 犯人自ら上訴して其上訴正當なる時は前判宣告の日より起算す若し其上訴不當なる時は後判宣告の日より起算す

二 檢察官の上訴に係る者は其上訴正當なると否とを分たず前判宣告の日より起算す

三 上訴中保釋を得又は責付せられたる者は其日數を刑期に算入することを得ず

第五十二條 刑期限内逃走し再び捕に就きたる者は其逃走の日數を除き前後受刑の日を計算す

第六節 假出獄

第五十三條 重罪輕罪の刑に處せられたる者獄則を遵守し悔改の狀ある時は其刑期四分の三を經過するの後行政の處分を以て假に出獄を許すふとを得

無期徒刑の囚は十五年を經過するの後亦同ト
流刑の囚は第二十一條に照し幽閉を免するの外假出獄の例を用ひ

第五十四條 徒刑の囚は假出獄を許さるゝと雖ども仍ほ島地に居住せしむ

第五十五條 假出獄を許されたる者は行政の處分を以て治産の禁の幾分を免することを得但本刑期限内特別に定めたる監視に付す

第五十六條 假出獄中更に重罪輕罪を犯したる者は直ちに出獄を停止し出獄中の日數は刑期に算入することを得す

第五十七條 刑期限内更に重罪輕罪を犯したる者は假出獄を許さる

第七節 期滿免除

第五十八條 刑の執行を遅れたる者法律に定めたる期限を經過するに因て期滿免除を得

第五十九條 主刑は左の年限に従て期滿免除を得

一死刑は三十年

二無期徒刑は二十五年

三有期徒刑は二十年

四重懲役重禁獄は十五年

五輕懲役輕禁獄は十年

六禁錮罰金は七年

七拘留料金は一年

第六十條 剝奪公權停止公權及び監視は期滿免除を得ず

附加の罰金は主刑と共に期滿免除を得

没収は五年を経て期満免除を得但禁制物は期満免除の限に在らば
第六十一條 期満免除は刑の執行を遁れたる日より起算す若し捕に
就き再び逃走したる時は其逃走の日より起算し關席裁判に係る時
は其宣告の日より起算す

第六十二條 刑の執行を遁れたる者に對し逮捕を命ぜたる時は最終
の令狀を出したる日より期満免除を起算す

第八節 復権

第六十三條 公權を剝奪せられたる者は主刑の終りたる日より五年
を経過するの後其情狀に因り將來の公權を復することを得
主刑は期満免除を得たる者は監視に付したる日より五年を経過す
るの後亦同ト

第六十四條 大赦に因て免罪を得たる者は直ちに復権を得特赦に因
て免罪を得たる者は赦狀中記載するに非ざれば復権を得ず

赦に因て復権を得たる者は自ら監視を免したる者トす

第六十五條 復権は勅裁に非ざれば之を得可からむ

第三章 加減例

第六十六條 法律に於て刑を加重減輕す可き時は後の數條に記載し
たる例に照して加減す但加へて死刑に入るとを得ず

第六十七條 重罪の刑は左の等級に照して加減す

一 死刑

二 無期徒刑

三 有期徒刑

四 重懲役

五 輕懲役

第六十八條 國事に關する重罪の刑は左の等級に照して加減す

一 死刑

- 二 無期流刑
- 三 有期流刑
- 四 重禁獄
- 五 輕禁獄

第六十九條 輕懲役に該る者減輕す可き時は二年以上五年以下の重禁錮に處するを以て一等と爲す
 輕禁獄に該る者減輕す可き時は二年以上五年以下に輕禁錮に處するを以て一等と爲す

第七十條 禁錮罰金に該る者減輕す可き時は各本條に記載したる刑期金額に四分の一を減するを以て一等と爲し其加重す可き時は亦四分の一を加ふるを以て一等と爲す
 輕罪の刑は加へて重罪に入ることを得ず但禁錮は加へて七年に至ることを得

第七十一條 禁錮を減したる時は拘留に處し罰金を減したる時は科料に處す禁錮罰金を減して其短期十日以下算數一圓九十五錢以下に及ぶ時は亦拘留科料に處することを得

第七十二條 拘留科料に該る者加減す可き時は禁錮罰金の例に照し其四分の一を加減するを以て一等と爲す
 違警罪の刑は加へて輕罪に入ることを得ず但拘留は加へて十二日に至ることを得減して一日以下に降することを得科料は加へて二圓四十錢に至るもとを得減して五錢以下に降することを得

第七十三條 禁錮拘留を加減するに因て其期限に零數を生ず一日に滿ざる時は之を除棄す

第七十四條 附加の罰金は主刑に從て加減し其金額の四分の一を加減するを以て一等と爲す若し減盡したる時は止む主刑を科す

第四章 不論罪及び減輕

第一節 不論罪及び宥恕減輕

第七十五條 抗拒す可からざる強制に遇ひ其意に非ざるの所爲は其罪を論せず

罪を論せず

天災又は意外の變に因り避く可からざる危難に遇ひ自己若くは親屬の身體を防衛するに出たる所爲亦同

第七十六條 本屬長官の命令に従ひ其職務を以て爲したる者は其罪を論せず

を論せず

第七十七條 罪を犯す意なきの所爲は其罪を論せず但法律規則に於て別の罪を定めたる者は此限に在らず

罪と爲る可き事實を知らずして犯したる者は其罪を論せず

罪本重かる可くして犯す時知らざる者は其重きに從て論ずることを得

法律規則を知らざるを以て犯すの意なしと爲すことを得

第七十八條 罪を犯す時知覺精神の喪失に因て是非を辨別せざる者は其罪を論せず

は其罪を論せず

第七十九條 罪を犯す時十二歳に滿ざる者は其罪を論せず但滿八歳以上の者は情狀に因り滿十六歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置することを得

第八十條 罪を犯す時滿十二歳以上十六歳に滿ざる者は其所爲是非辨別したると否とを審案し辨別なくして犯したる時は其罪を論せず但情狀に因り滿二十歳に過ぎざる時間之を懲治場に留置することを得

若し辨別ありて犯したる時は其罪を宥恕して本刑に二等を減

第八十一條 罪を犯す時滿十六歳以上二十歳に滿ざる者は其罪を宥恕して本刑に一等を減

第八十二條 瘖啞者罪を犯したる時は其罪を論せず但情狀に因り五

年に過ぎざる時間之を懲治場に留置するふとを得

第八十三條 違警罪は満十六歳以上二十歳に満ざる者と雖ども其罪を宥恕することを得

満十二歳以上十六歳に満ざる者は其罪を宥恕して本刑に一等を減ず十二歳に満ざる者及び瘖啞者は其罪を論せず

第八十四條 此節に記載するの外特別の不論罪宥恕減輕は各本條に於て之を記載す

第二節 自首減輕

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首したる者は本刑に一等を減る但謀殺故殺に係る者は自首減輕の限にあらす

第八十六條 財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還給し損害を賠償したる時は自首減輕の外仍ほ本刑に二等を減る其全部を還償せずと雖ども半數以上を還償したる時は一等を減る

第八十七條 財産に對する罪を犯し被害者に首服したる者は官に自首すると同く前二條の例に照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別に自首の例を掲げたる者は各其本條に従ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を分たを所犯情狀原諒す可き者は酌量して本刑を減輕することを得

法律に於て本刑を加重し又は減輕す可き者と雖ども其酌量す可き時は仍ほ之を減輕することを得

第九十條 酌量減輕す可き者は本刑に一等又は二等を減す

第五章 再犯加重

第九十一條 先に重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該る時は本刑に一等を加ふ

年に過ぎざる時間之を懲治場に留置するふとを得

第八十三條 違警罪は満十六歳以上二十歳に満ざる者と雖ども其罪を宥恕することを得

満十二歳以上十六歳に満ざる者は其罪を宥恕して本刑に一等を減ず十二歳に満ざる者及び瘖啞者は其罪を論せず

第八十四條 此節に記載するの外特別の不論罪宥恕減輕は各本條に於て之を記載す

第二節 自首減輕

第八十五條 罪を犯し事未だ發覺せざる前に於て官に自首したる者は本刑に一等を減ず但謀殺放殺に係る者は自首減輕の限にあらす

第八十六條 財産に對する罪を犯したる者自首して其贓物を還給し損害を賠償したる時は自首減輕の外仍ほ本刑に二等を減ず其全部を還償せずと雖ども半數以上を還償したる時は一等を減ず

第八十七條 財産に對する罪を犯し被害者に首服したる者は官に自首すると同く前二條の例に照して處斷す

第八十八條 此節に記載するの外本條別に自首の例を掲げたる者は各其本條に従ふ

第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪を分たせ所犯情狀原諒す可き者は酌量して本刑を減輕することを得

法律に於て本刑を加重し又は減輕す可き者と雖ども其酌量す可き時は仍ほ之を減輕することを得

第九十條 酌量減輕す可き者は本刑に一等又は二等を減ず

第五章 再犯加重

第九十一條 先に重罪の刑に處せられたる者再犯重罪に該る時は本刑に一等を加ふ

第九十二條 先に重罪輕罪の刑に處せられたる者再犯輕罪に該る時は本刑に一等を加ふ

第九十三條 先に違警罪の刑に處せられたる者再犯違警罪に該る時は本刑に一等を加ふ但一年内再び其違警罪裁判所の管轄地内に於て犯したる時に非ざれば再犯を以て論ずるとを得ず

第九十四條 再犯加重は初犯の裁判確定の後に非ざれば之を論ずるとを得ず

第九十五條 刑期限内再び罪を犯すに因り刑を宣告したる時は先づ其定役に服す可き者を執行し定役に服せざる者を後にす若し初犯再犯共に定役に服する刑に該る時又は共に定役に服せざる刑に該る時は先づ其重き者を執行す

第九十六條 陸海軍裁判所に於て判決を経たる者再び重罪輕罪を犯す罰金科料に該る者は順席に拘はらる各之を徴収す

したる時は初犯の罪常律に従ひ處斷したる者に非ざれば再犯を以て論ずるとを得ず

第九十七條 大赦に因て免罪を得たる者は再び罪を犯すと雖も再犯を以て論ずるとを得ず

第九十八條 三犯以上の者と雖も其加重の法は再犯の例に同之

第六章 加減順序
第九十九條 犯罪の情狀に因り總則に照し同時に本刑を加重減輕を可き時は左の順序に従て其刑名を定む但從犯及び未遂犯罪の減輕その他各本條に記載する特別の加重減輕は其加減したる者を以て本刑と爲す

- 一 再犯加重
- 二 宥恕減輕
- 三 自首減輕

四酌量減輕

第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪を犯し未だ判決を経ず二罪以上俱に發したる時は一の重きに從て所斷す

重罪の刑は刑期の長き者を以て重と爲し刑期の等しき者は定役ある者を以て重と爲す

輕罪の刑は其所犯情狀最重き者に從て處斷す

第一百一條 違警罪二罪以上俱に發したる時は各其刑を科す若し重罪又は輕罪と俱に發したる時は一の重きに從ふ

第一百二條 一罪前に發し已に判決を経て餘罪後に發し其輕く若くは等しき者は之を論せず其重き者は更に之を論す前發の刑を以て後發の刑に通算す但前發の刑罰金科料に該り已に納完したる者は第二十七條の例に照し折算して後發の刑期に通算す

若し前發の罪を判決する時未だ發せざる罪再犯の罪と俱に發したる者は其再犯と比較し一の重きに從ひ前發の刑を通算せず

第一百三條 數罪俱に發し一の重きに從ふ時と雖も其沒收及び徴償の處分は各本法に從ふ

第八章 數人共犯

第一節 正犯

第一百四條 二人以上現に罪を犯したる者は皆正犯と爲し各自に其刑を科す

第一百五條 人を教唆して重罪輕罪を犯かさしめたる者は亦正犯と爲す

第一百六條 正犯の身分に因り別に刑を加重す可き時は他の正犯從犯及び教唆者に及ぼすことを得ず

第一百七條 犯人の多數に因り刑を加重す可き時は教唆者を算入して

多數と爲すことを得ず

第百八條 事を指定して犯罪を教唆するに當り犯人教唆に乘じ其指定したる以外の罪を犯し又は其現に行ふ所の方法教唆者の指示したる所と殊なる時は左の例に照して教唆者を處断す
一所犯教唆したる罪より重き時は止た其指定したる罪に從て刑を科す
二所犯教唆したる罪より輕き時は現に行ふ所の罪に從て刑を科す

第二節 從犯

第百九條 重罪輕罪を犯すことを知て器具を給與し又は誘導指示し其他豫備の所爲を以て正犯を幫助し犯罪を容易ならしめたる者は從犯と爲し正犯の刑に一等を減す但正犯現に行ふ所の罪從犯の知る所より重き時は止た其知る所の罪に照し一等を減す
第百十條 身分に因り刑を加重す可き者從犯と爲る時は其重きに從

て一等を減せ

正犯の身分に因り刑を減免す可き時と雖も從犯の刑は其輕きに從て減免するを得ず

第九章 未遂犯罪

第百十一條 罪を犯さんことを謀り又は其豫備を爲すも未だ其事を行はざる者は本條別に刑名を記載するに非ざれば其刑を科せ

第百十二條

罪を犯さんとして己に其事を行ふと雖も犯人意外の障礙若くは舛錯に因り未だ遂げざる時は己に遂げたる者の刑に一等又は二等を減せ

第百十三條

重罪を犯さんとして未だ遂げざる者は前條の例に照して處断す
輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は本條別に記載するに非ざれば

前條の例に照して處斷することを得ず
違警罪を犯さんとして未だ遂げざる者は其罪を論せず

第十章 親屬例

第百十四條

此刑法に於て親屬と稱するは左に記載したる者を云ふ

一 祖父母父母夫妻

二 子孫及び其配偶者

三 兄弟姊妹及び其配偶者

四 兄弟姊妹の子及び其配偶者

五 父母の兄弟姊妹及び其配偶者

六 父母の兄弟姊妹の子

七 配偶者の祖父母父母

八 配偶者の兄弟姊妹及び其配偶者

九 配偶者の兄弟姊妹の子

十 配偶者の父母の兄弟姊妹

第百十五條

祖父母と稱するは高曾祖父母外祖父母同じ父母と稱するは繼父母嫡母同玄子孫と稱するは庶子曾玄孫外孫同玄兄弟姊妹と稱するは異父異母の兄弟姊妹同玄

養子其養家に於る親屬の例は實子に同之

第二編 公益に關する重罪輕罪

第一章 皇室に對する罪

第百十六條

天皇三后皇太子に對し危害を加へ又は加へんとしたる者は死刑に處す

第百十七條

天皇三后皇太子に對し不敬の所爲ある者は三月以上五年以下の重禁錮に處し二拾圓以上二百圓以下の罰金を附加す

皇陵に對し不敬の所爲ある者亦同之

第百十八條

皇族に對し危害を加へたる者は死刑に處す其危害を加

へんとしたる者は無期徒刑に處す

第百十九條 皇族に對し不敬の所爲ある者は二月以上四年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第百二十條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第二章 國事に關する罪

第一節 内亂に關する罪

第百廿一條 政府を顛覆し又は邦土を僭稱し其他朝憲を紊亂するを目的と爲し内亂を起したる者は左の區別に従て處斷す

一 首魁及び教唆者は死刑に處す

二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者は無期徒刑に處し其情輕き者は有期流刑に處す

三 兵器金穀を資給し又は諸般の職務を爲したる者は重禁錮に處し

其情輕き者は輕禁錮に處す

四 教唆に乗じて附加隨行し又は指揮を受けて雜役に供したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第百二十二條 内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍備の物品を劫掠したる者は己に内亂を起したる者の刑に同之

第百二十三條 政府を變亂するの目的を以て人を謀殺したる者は兵を擧るに至らざると雖も内亂と同く論之其教唆者及び下手者を死刑に處す

第百二十四條 前三條の罪は未遂犯罪の時に於て乃ち本刑を科す

第百二十五條 兵隊を招募し又は兵器金穀を準備し其他内亂に豫備を爲したる者は第百二十一條の例に照し各一等を減す

内亂の陰謀を爲し未だ豫備に至らざる者は各二等を減す
第百二十六條 内亂の豫備又は陰謀を爲すと雖も未だ其事を行はざ

る前に於て官に自首したる者は本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

第二百二十七條 内亂の情を知て犯人の聚會所を給與したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す

第二百二十八條 内亂に乗じて人の身體財産に對し内亂の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者は通常の刑に照し重きに從て處斷す

第二節 外患に關する罪

第二百二十九條 外國に與して本國に抗敵し又は外國と交戰中同盟國に抗敵し其他本國に背叛して敵兵に附屬したる者は死刑に處す

第二百三十條 交戰中敵兵を誘導して本國管内に入らしめ若くは本國及び同盟國の都府城塞又は兵器彈藥船艦其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交付したる者は死刑に處す

第二百三十一條 本國及び同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若くは兵

隊屯集の要地又は道路の險夷を敵國に通知したる者は無期流刑に處す

敵國の間諜を誘導して本國管内に入らしめ若くは藏匿したる者亦同じ

第二百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戰の際敵國に通謀し又は其賂遺を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時は有期流刑に處す

第二百三十三條 外國に對し私に戰端を開きたる者は有期流刑に處す其豫備に止る者は一等又は二等を減せ

第二百三十四條 外國交戰の際本國に於て局外中立を布告したる時其布告に違背したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六

月以上二年以下の監視に付す

第三章 静謐を害する罪

第一節 兇徒聚衆の罪

第三百三十六條

兇徒多集を嘯聚して暴動を謀り官吏の説諭を受くる
と雖も仍ほ解散せざる者首魁及び教唆者は三月以上三年以下の重
禁錮に處す附和隨行したる者は二圓以上五圓以下の罰金に處す

第三百三十七條

兇徒多衆を嘯聚して官廳に喧鬧し官吏に強逼し又は
村市を騷擾し其他暴動を爲したる者首魁及び教唆者は重懲役に處
す其嘯聚に應之煽動して勢を助けたる者は輕懲役に處し其情輕き
者は一等を減ず附和隨行したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に
處す

第三百三十八條

暴動の際人を殺死し若くは家屋船舶倉庫等を燒燬し
たる時は現に手を下し及び火を放つ者を死刑に處す

首魁及び教唆者情を知て制せざる者亦同之

第二節

官吏の職務を行ふを妨害する罪

第三百三十九條

官吏其職務を以て法律規則を執行し又は行政司法官
署の命令を執行するに當り暴行脅迫を以て其官吏に抗拒したる者
ハ四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を
附加す

暴行脅迫を以て其官吏の爲す可からざる事件を行はしめたる者亦
同之

第四百十條

前條の罪を犯し因て官吏を毆傷したる者は毆打創傷の
各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す

第四百十一條

官吏の職務に對し其目前に於て形容若くは言語を以
て侮辱したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十
圓以下の罰金を附加す

其目前に非ずと雖も刑行の文書圖畫又は公然の演説を以て侮辱したる者亦同之

第三節

囚徒逃走の罪及び罪人を藏匿する罪

第四百二十二條 已決の囚徒逃走したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す

若し藏金銀具を毀壞し又は暴行脅迫を爲して逃走したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處す

第四百二十三條 已決の囚徒逃走の罪を犯すと雖も再犯を以て論せし其刑期限内再び逃走したる者は再犯を以て論せ

第四百二十四條 未決の囚徒入監中逃走したる者は第四百二十二條の例に同じ但原犯の罪を判決する時に於て數罪併發の例に照して處斷す

第四百二十五條 囚徒三人以上通謀して逃走したる時は第四百二十二條

の例に照し各一等を加ふ

第四百二十六條 囚徒を逃走せしむる爲め兇器其他の器具を給與し又は逃走の方法を指示したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て囚徒れ逃走を致したる時は一等を加ふ

第四百二十七條 囚徒を劫奪し又は暴行脅迫を以て囚徒の逃走を助けたる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時は輕懲役に處す

第四百十八條 囚徒を看守し又は護送する者囚徒を逃走せしめたる時は亦前條の例に同之

第四百十九條 前數條に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第五十條 看守又は護送者其懈怠に因り囚徒の逃走を覺らざる時は二圓以上二十圓以下の罰金に處す
若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第五十一條 犯罪人又は逃走の囚徒及び監視に付せられたる者なるとを知て故さらに之を藏匿し若くは隠避せしめたる者は十一日以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
若し重罪の刑に處せられたる囚徒に係る時は一等を加ふ

第五十二條 他人の罪を免かれしめんとを圖り其罪證と爲る可き物件を隠蔽したる者は十一日以上六月以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第五十三條 前二條の罪を犯したる者若し犯人の親屬に係る時は其罪を論せず

第四節 附加刑に執行を遁るる罪

第五十四條 公權を剝奪せられ又は公權を停止せられたる者私に其權を行ひたる時は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第五十五條 監視に付せられたる者其規則に違背したる時は十五日以上六月以下の重禁錮に處す
前二條の罪は其刑期限内再び犯したる時に非ざれば再犯を以て論ぜらるるを得ず

第五節 私に軍用の銃砲彈藥を製造し及び所有する罪

第五十七條 官命を受けず又は官許を得ずして陸海軍の用に供する銃砲彈藥其他破裂質の物品を製造したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す其之を輸入したる者亦同之

前項の物品を私に販賣したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第五十八條 前條の罪を犯すと雖も職工又は雇人にして止む正犯の便令に供したる者は各本刑に照し二等を減せ

第五十九條 前二條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處断す

第六十條 第五十七條に記載したる物品を私に所有したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第六十一條 第五十七條に記載したる物品の製造に供したる器械にして單に其用に供す可き者は何人の所有を問はず之を没收す

第六節 往來通信を妨害する罪

第六十二條 道路橋梁河溝港埠を損壞して往來を妨害したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

加す

第六十三條 偽計又は威力を以て郵便を妨害し若くは之を阻止したる者は亦前條に同之

第六十四條 電信の器械柱木を損壞し又は條線を切斷して電氣を不通に致したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

若し器械柱木條線を損壞して電信の妨害を爲すと雖も不通に至らざる時は一等を減せ

第六十五條 瀛車の往來を妨害する爲め鐵道及び其標識を損壞し其他危険なる障礙を爲したる者は重懲役に處す

第六十六條 船舶の往來を妨害する爲め燈臺浮標其他航海の安寧を保護する標識を損壞し又は詐偽の標識を點示したる者は亦前條に同ト

第六十七條 前數條に記載したる罪其事務に關する官吏及び雇人職工自ら犯したる時は各本刑に照し一等を加ふ

第六十八條 第六十二條の罪を犯し因て人を殺傷したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六十九條 第六十五條第六十六條の罪を犯し因て瀕車を顛覆し又は船舶を覆没したる時は無期徒刑に處し人を死に致したる時は死刑に處す

第七十條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂かざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第七節 人の住所を侵す罪

第七十一條 晝間故なく人の住居したる邸宅又は人の看守したる建造物に入りたる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處す若し左に記載したる所爲ある時は一等を加ふ

一 門戸牆壁を踰越損壞し又は鎖鑰を開きて入りたる時

二 兇器其他犯罪の用に供す可き物品を携帶して入りたる時

三 暴行を爲して入りたる時

四 二人以上にて入りたる時

七十二條 夜間故なく人の住居したる邸宅又は人の看守したる建造物に入りたる者は一月以上一年以下に重禁錮に處す

若し前條に記載したる加重す可き所爲ある時は一等を加ふ

七十三條 故なく皇居禁苑離宮行在所及び皇陵内に入りたる者は前二條の例に照し各一等を加ふ

第八節 官の封印を破棄する罪

七十四條 官署の處分に因り特別に家屋倉庫其他の物件に施したる封印を破棄したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處す若し看守者自ら犯したる時は一等を加ふ

第七十五條 官の封印を破棄して其物件を盗取し又は毀壞したる者は盗罪及び毀壞の各本條に照し重きに從て處斷す

第七十六條 看守者其懈怠に因り封印を破棄し又は其物件を盗取毀壞する犯人あるとを覺らざる時は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第九節 公務を行ふを拒む罪

第七十七條 陸海軍の將校たる者出兵を要求する權ある官署より其要求を受け故なくして之を肯せざる時は二月以上二年以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第七十八條 陸海軍の徴兵に編入せらる可き者身體に毀傷して疾病を作爲し其他詐僞の所爲を以て死役を圖りたる時は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

若し他人に囑託し其姓名を詐稱し代て徵募に應せしめたる者亦同

之其屬託を受けて徵募に應トたる者は第二百三十一條の例に照して處斷す

第七十九條 醫師化學家其他職業に因り官署より解剖分析又は鑑定を命せられたる者故なくして之を肯せざる時は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第八十條 裁判所より證人として證據を陳述するとを命せられたる者故なくして之を肯せざる時は亦前條に同之

第八十一條 傳染病流行の際又は傳染病の疑ある船舶入港するに當り醫師其病患を檢査し又は消滅の方法を陳述するとを命せられたる者故なくして之を肯せざる時は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

獸類傳染病流行の際獸醫此條の罪を犯したる時は一等を減せ

第四章 信用を害する罪

第一節 貨幣を偽造する罪

第百八十二條 内國通用の金銀貨及び紙幣を偽造して行使したる者は無期徒刑に處す

若し變造して行使したる者は輕懲役に處す

第百八十三條 内國に於て通用する外國の金銀貨を偽造して行使したる者は有期徒刑に處す

若し變造して行使したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す

第百八十四條 官許を得て發行する銀行紙幣を偽造し若くは變造して行使したる者は内外國の區別に従ひ前二條の例に照して處斷す

第百八十五條 内國通用の銅貨を偽造して行使したる者は輕懲役に處す

若し變造して行使したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第百八十六條 前數條に記載したる貨幣の偽造變造已に成て未だ行使せざる者は各本刑に照し一等を減し未だ成らざる者は二等を減す

若し偽造の器械を豫備して未だ着手せざる者は各三等を減す

第百八十七條 貨幣を偽造變造するの情を知て雇を受けたる職工は前數條に記載したる犯人の受く可き刑に照し各一等を減す

若し職工の補助を爲して雜役に供したる者は職工の刑に照し一等又は二等を減す

第百八十八條 貨幣を偽造變造するの情を知て房屋を給與したる者は偽造變造の各本刑に照し二等を減す

第百八十九條 偽造變造の貨幣を内國に輸入したる者は偽造變造の刑に同之

第百九十條 偽造變造の情を知て其貨幣を取受し之を行使したる者は偽造變造して行使したる者の刑に照し各二等を減す

其未だ行使せざる者は各三等を減せ

第百九十一條 前數條に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第百九十二條 貨幣を偽造變造し及び輸入取受したる者未だ行使せざる前に於て官に自首したる時は本刑を免し六月以上三年以下の監視に付す

若し職工雜役及び房屋を給與したる者未だ行使せざる前に於て自首したる時は本刑を免す

第百九十三條 貨幣を取受するの後に於て偽造又は變造なることを知り之を行使したる者は其價額二倍の罰金に處す但其罰金は二圓以下に降すとを得ず

第二節 官印を偽造する罪

第百九十四條 御璽國璽を偽造し又は其偽璽を使用したる者は無期

徒刑に處す

第百九十五條 各官署の印を偽造し又は其偽印を使用したる者は重懲役に處す

第百九十六條 産物商品等に押用する官の記號印章を偽造し又は其偽印を使用したる者は輕懲役に處す

書籍什物等に押用する官の記號印章を偽造し又は其偽印を使用したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第百九十七條 御璽國璽官印記號印章の影蹟を盗用したる者は前數條に記載したる偽造の刑に照し各一等を減す

若し監守者自ら犯したる時は偽造の刑に同之

第百九十八條 官より發行する各種の印紙界紙及び郵便切手を偽造變造し又は其情を知て之を使用したる者は一年以上五年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十九條 己に貼用したる各種の印紙及び郵便切手を再び貼用したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未遂犯の例に照して處斷す

第二百一節 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第三節 官の文書を偽造する罪

第二百二條 詔書を偽造し又は増減變換したる者は無期徒刑に處す 其詔書を毀棄したる者亦同也

第二百三條 官の文書を偽造し又は増減變換して行使したる者は輕懲役に處す

第二百四條 其官の文書を毀棄したる者亦同也 公債証書地券其他官吏に公證したる文書を偽造し又は

増減變換して行使したる者は輕懲役に處す

若し無記名の公債證書に係る時は一等を加ふ

第二百五條 官吏其管掌に係る文書を偽造し又は増減變換して行使したる者は前二條の例に照し各一等を加ふ 其文書を毀棄したる者亦同也

第二百六條 官の文書を偽造するに因て官印を偽造し又は盗用したる者は偽造官印の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百七條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第四節 私印私書を偽造する罪

第二百八條 他人の私印を偽造して使用したる者は六月以上五年以下

下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す 若し他人の印影を盗用したる者は一等を減す

第二百九條 爲替手形其他裏書を以て賣買す可き證書若くは金額と交換す可き約定手形を偽造し又は増減變換して行使したる者は輕懲役に處す

其手形證書に詐偽の裏書を爲して行使したる者亦同之

第二百十條 賣買貸借贈遺交換其他權利義務に關する證書を偽造し又は増減變換して行使したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

其餘の私書を偽造し又は増減變換して行使したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百十一條 此節に記載したる輕罪を犯さんとて未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第二百十二條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第五節 免狀鑑札及び疾病證書を偽造する罪

第二百十三條 官の免狀又は鑑札を偽造して行使したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す但官印を偽造し又は盜用したる時は偽造官印の各本條に照して處斷す

第二百十四條 屬籍身分氏名を詐稱し其他詐偽の所爲を以て免狀鑑札を受けたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上二十圓以下の罰金を附加す

官吏情を知て其免狀鑑札を下付したる者は一等を加ふ

第二百十五條 公務を免かる可き爲め醫師の氏名を用ひ疾病の證書を偽造して行使したる者は自己の爲めに他人の爲めにするを分たせ一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

醫師囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる者は一等を加ふ

第二百十六條 陸海軍の徴兵を免かる可き爲め疾病の證書を偽造して行使したる者及び囑託を受けて其詐偽の證書を造りたる醫師は前條の例に照し各一等を加ふ

第二百十七條 免狀鑑札及び疾病の證書を増減變換して行使したる者は亦偽造の刑に同玄

第六節 偽證の罪

第二百十八條 刑事に關する證人として裁判所に呼出されたる者被告人を曲庇する爲め事實を掩蔽して偽證を爲したる時は左の例に照して處斷す

- 一 重罪を曲庇する爲め偽證したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
- 二 輕罪を曲庇する爲め偽證したる者は一月以上一年以下の重禁錮

に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
三 違警罪を曲庇する爲め偽證したる者は違警罪に本條に依て處斷す

第二百十九條 偽證の爲め被告人正當の刑を免かれたる時は偽證者の刑前條の例に照し各一等を加ふ
第二百二十條 被告人を陷害する爲め偽證を爲したる者は左の例に照して處斷す

- 一 重罪に陥らしむる爲め偽證したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す
- 二 輕罪に陥らしむる爲め偽證したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
- 三 違警罪に陥らしむる爲め偽證したる者は一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第二百二十一條 偽證の爲め被告人刑に處せられたる後に於て偽證の罪發覺したる時は偽證者を其刑に反坐す若し反坐の刑前條に記載したる偽證の刑より輕き時は前條の例に照して處斷す其刑期限内に於て偽證の罪發覺したる時は現に輕過したる日數に照して反坐の刑期を減ずるとを得但減じて前條偽證の刑より降すとを得ず

第二百二十二條 偽證の爲め被告人死刑に處せられたる時は反坐の刑一等を減ず其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時は二等を刑す

若し被告人を死に陥るゝの目的を以て偽證を爲したる時は死刑に反坐す其未だ刑を執行せざる前に於て發覺したる時は一等を減ぜ

第二百二十三條 民事商事又は行政裁判に關して偽證を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を

附加す

第二百二十四條 鑑定又は通事の爲め裁判所に呼出されたる者詐偽の陳述を爲したる時は前數條に記載したる偽證の例に照して處斷す

第二百二十五條 賄賂其他の方法を以て人に囑託して偽證又は詐偽の鑑定通事を爲さしめたる者は亦偽證の例に同宏

第二百二十六條 此節に記載したる罪を犯したる者其事件の裁判宣告に至らざる前に於て自首したる時は本刑を免す

第七節 度量衡を偽造する罪

第二百二十七條 度量衡を偽造し又は變造して販賣したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す但官の記號印章を偽造し又は盜用したる時は偽造官印の各本條に照し重きに從て處斷す

第二百二十八條 偽造變造れ情を知て其度量衡を販賣したる者は前條の刑に一等を減す

第二百二十九條 商賣農工定規を増減したる度量衡を所有したる者は一月以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

若し其度量衡を使用して利を得たる者は詐欺取財を以て論じ

第二百三十條 人の囑託を受けて度量衡を偽造し又は變造したる者は其囑託したる犯人の刑に照し各一等を減す

第八節 身分を詐稱する罪
第二百三十一條 官署に對し文畫又は言語を以て其屬籍身分姓名年齢職業を詐稱したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第二百三十二條 官職位階を詐稱し又は官の服飾徽章若くは内外國の勳章を借用したる者は十五日以上二月以下の輕禁錮に處し二圓

以上二十圓以下の罰金を附加す

第九節 公選の投票を偽造する罪
第二百三十三條 公選の投票を偽造し又は其數を増減したる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百三十四條 賄賂を以て投票を爲さしめ又は賄賂を受けて投票を爲したる者は二月以上二年以下の輕禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第二百三十五條 投票を検査し及び其數を計算する者其投票を偽造し又は増減したる時は六月以上三年以下の輕禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第二百三十六條 調書を造り投票の結局を報告する者其數を増減し

其他詐偽れ所爲ある時は一年以上五年以下の輕禁錮に處し五圓以

下

卅一

上五十圓以下の罰金を附加す

第五章 健康を害する罪

第一節 阿片烟に關する罪

第二百三十七條 阿片烟を輸入し及び製造し又は之を販賣したる者
ハ有期徒刑に處す

第二百三十八條 阿片烟を吸食するの器具を輸入し及び製造し又は
之を販賣したる者は輕懲役に處す

第二百三十九條 税關官吏情を知て阿片烟及び其器具を輸入せしめ
たる者は前二條の刑に照し各一等を加ふ

第二百四十條 阿片烟を吸食する爲め房屋を給與して利を圖る者は
輕懲役に處す

人を引誘して阿片烟を吸食せしめたる者亦同ジ
第二百四十一條 阿片烟を吸食したる者は二年以上三年以下の重禁

錮に處す

第二百四十二條 阿片烟及び吸食の器具を所有し又は受寄したる者
ハ一月以上一年以下の重禁錮に處す

第二節 飲料の淨水を汚穢する罪

第二百四十三條 人の飲料に供する淨水を汚穢し因て之を用ふると
能はざるに至らしめたる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處し

二圓以上五圓以下の罰金を附加す
第二百四十四條 人の健康を害す可き物品を用ひて水質を變玄又は
腐敗せしめたる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三

十圓以下の罰金を附加す

第二百四十五條 前條に罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者
ハ毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第三節 傳染病豫防規則に關する罪

第二百四十六條 傳染病豫防の爲め設けたる規則に違背して入港の船舶より上陸し又は物品を陸地に運搬したる者は一月以上一年以下の輕禁錮に處し又は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第二百四十七條 船長自ら前條の罪を犯し又は人の犯すことを知て制止せざる者は前條の刑に一等を加ふ

第二百四十八條 傳染病流行の際豫防規則に違背して流行地方より他處に出たる者は十五日以上六月以下の輕禁錮に處し又は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百四十九條 獸類の傳染病流行の際豫防規則に違背して獸類を他處に出したる者は十五日以上二月以下の輕禁錮に處し又は五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第四節 危害品及び健康を害す可き物品製造の規則に關する罪

第二百五十條 官許を得ずして危害を生ず可き物品を製造所を創設したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

若し健康を害す可き物品の製造所を創設したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十一條 官許を得て前條に記載したる製造所を創設すも雖も危害を豫防し健康を保護する規則に違背したる者は前條の例に照し各一等を減す

第二百五十二條 前二條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第五節 健康を害す可き飲食物及び藥劑を販賣する罪
第二百五十三條 人の健康を害す可き物品を飲食物に混和して販賣したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十四條 規則に違背して毒藥劇藥を販賣したる者は十圓以

上百圓以下の罰金に處す

第二百五十五條 前二條の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六節 私に醫業を爲す罪

第二百五十六條 官許を得ずして醫業を爲したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第二百五十七條 前條の犯人治療の方法を誤り因て人を死傷に致したる時は過失殺傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第六章 風俗を害する罪

第二百五十八條 公然猥褻の所行を爲したる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第二百五十九條 風俗を害する冊子圖書其他猥褻の物品を公然陳列し又は販賣したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第二百六十條

賭場を開張して利を圖り又は博徒を招結したる者は三月以上一年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第二百六十一條

財物を賭して現に博奕を爲したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其情を知りて房屋を給與したる者亦同爰但飲食物を贈する者は此限に在ら

賭博に器具財物其現場に在る者は之を沒收す

第二百六十二條

財物を醸集し富籤を以て利益を僥倖するの業を興行したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十三條

神祠佛堂墓所其他禮拜所に對し公然不敬の所爲ある者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

若し説教又は禮拜を妨害したる者は四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第七章

死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪

第二百六十四條

埋葬す可き死屍を毀棄したる者は一月以上一年以下

の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百六十五條

墳墓を發掘して棺槨又は死屍を見はしたる者は二

月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加

す

因て死屍を毀棄したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し五圓

以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百六十六條

此章に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる

者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第八章

商業及び農工の業を妨害する罪

第二百六十七條

偽計又は威力を以て穀類其他衆人の需用に缺く可

からざる食用物の賣買を妨害したる者は一月以上六月以下の重禁

錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

前項に記載したる以外の物品の賣買を妨害したる者は一等を減せ

第二百六十八條

偽計又は威力を以て糶賣又は入札を妨害したる者

は十五日以上三月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金

を附加す

第二百六十九條

偽計又は威力を以て農工の業を妨害したる者亦前

條に同じ

第二百七十條

農工の雇人其雇賃を増さしめ又は農工業の景況を變

せしむる爲め雇主及び他の雇人に對し偽計威力を以て妨害を爲し

たる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の

罰金を附加す

第二百七十一條 雇主其雇賃を減少又は農工業の景況を變ぜる爲め雇人及び他の雇主に對し偽計威力を以て妨害を爲したる者は亦前條に同之

第二百七十二條 虚偽の風説を流布して穀類其他衆人需用物品の價直を昂低せしめたる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第九章 官吏瀆職の罪

第一節 官吏公益を害する罪

第二百七十三條 官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せず又は他の官吏の公布施行を妨害したる者は二月以上六月以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百七十四條 兵隊を要求し及び之を使用する權ある官吏地方の騷擾其他兵權を以て鎮撫す可き時に當り其處分を爲さざる者は三月以上三年以下の輕禁錮に處し二十圓以上百圓以下の罰金を附加す

す

第二百七十五條 官吏規則に違背して商業を爲したる者は二十圓以上五百圓以下の罰金に處す

第二節 官吏人民に對する罪

第二百七十六條 官吏擅に威權を用ひ人をして其權利なき事を行はしめ又は其爲す可き權利を妨害したる者は十一日以上二月以下の輕禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十七條 人の身體財産を妨害するの犯人あるに當り豫審判事檢察官警察官吏其報告を受けて速に保護の處分を爲さざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し二十圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第二百七十八條 逮捕官吏法律に定めたる程式規則を遵守せずして人を逮捕し又は不正に人を監禁したる者は十五日以上三月以下の

重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過る毎に一等を加ふ

第二百七十九條 司獄官吏程式規則を遵守せずして囚人を監禁し若くは囚人を出獄せしむ可きの時に至り之を放免せざる者は亦前條の例に同之

第二百八十條 前二條に記載したる官吏又は護送者囚人に對し飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て囚人を死傷に致したる時は毆打創傷の各本條に照し一等を加へて重きに從て處斷す

第二百八十一條 水火震災の際官吏囚人の監禁を解くことを怠り因て死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し一等を加ふ

第三百八十二條 裁判官檢事及び警察官吏被告人に對し罪狀を陳述

せしむる爲め暴行を加へ又は凌虐の所爲ある者は四月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因て被告人を死傷に致したる時は毆打創傷の各本條に照し一等を加へ重きに從て處斷す

第二百八十三條 裁判官檢事故なくして刑事の訴を受理せざり又は遷延して審理せざる者は十五日以上三月以下の輕禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
其民事の訴に係る者亦同之

第二百八十四條 官吏人の囑託を受け賄賂を收受し又は之を聽許したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下罰金を附加す
因て不正の處分を爲したる時は一等を加ふ

第二百八十五條 裁判官民事の裁判に關して賄賂を收受し又は之を

聽許したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因て不正の裁判を爲したる時は一等を加ふ

第二百八十六條 裁判官檢事警察官吏刑事の裁判に關して賄賂を受し又は之を聽許したる者は二月以上二年以下に重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

因て被告人を曲庇したる者は三月以上三年以下の重禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其被告人を陷害したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す若し枉斷したる所の刑此刑より重き時は第二百二十一條第二百二十二條の例に照して反坐す

第二百八十七條 裁判官檢事警察官吏賄賂を收受聽許せしむるに拘がひ又は怨を挾さみ被告人を曲庇陷害したる者は亦前條の例に同左

第二百八十八條 前數條に記載したる賄賂己に收受したる者は之を沒收し費用したる者は其價を追徴す

第三節 官吏財産に對する罪

第二百八十九條 官吏自ら監守する所の金穀物件を竊取したる者は輕懲役に處す

因て官の文書簿冊を増減變換し又は毀棄したる時は第二百五條の例に照して處斷す

第二百九十條 租税其他諸般の入額を徴収する官吏正數外の金穀を徴收したる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第二百九十一條 此節に記載する罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第三編 身體財産に對する重罪輕罪

第一章 身體に對する罪

第一節 謀殺故殺の罪

第二百九十二條 豫め謀て人を殺したる者は謀殺の罪を爲し死刑に處す

第二百九十三條 毒物を施用して人を殺したる者は謀殺を以て論ぜ死刑に處す

第二百九十四條 故意を以て人を殺したる者は故殺の罪を爲し無期徒刑に處す

第二百九十五條 支解折割其他慘刻の所爲を以て人を故殺したる者は死刑に處す

第二百九十六條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又は己に相して其罪を免かる爲め人を故殺したる者は死刑に處す

第二百九十七條 人を殺すの意に出で詐稱誘導して危害に陥れ死に致したる者は故殺を以て論ぜ其豫め謀る者は謀殺を以て論ぜ

第二百九十八條 謀殺故殺の行ひ誤て他人を殺したる者は仍ほ謀殺を以て論ぜ

第二節 毆打創傷の罪

第二百九十九條 人を毆打創傷し因て死に致したる者は重懲役に處す

第三百條 人を毆打創傷し其兩目を瞎し兩耳を聾し又は兩肢を折り及び舌を斷ち陰陽を毀敗し若くは知覺精神を喪失せしめ篤疾に致したる者は輕懲役に處す

其一目を瞎し一耳を聾し又は一肢を折り其他身體を殘廢し廢疾に致したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處す

第三百一條 人を毆打創傷し二十日以上之時間疾病に罹り又は職業

を懲むと能はざるに至らしめたる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

其疾病休業の時間二十日に至らざる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

疾病休業に至らずとも雖も身體に創傷を成したる者は十一日以上一月以下の重禁錮に處す

第三百二條 豫め謀て人を毆打創傷し休業廢篤疾又は死に致したる者は前數條に記載したる刑に照し各一等を加ふ

第三百三條 重罪輕罪を犯すに便利なる爲め又は已に犯して其罪を免かるゝ爲め人を毆打創傷したる者は亦前條の例に同之

第三百四條 毆打に因り誤て他人を創傷したる者は仍ほ毆打創傷の本刑を科す

第三百五條 二人以上共に人を毆打創傷したる者は現に手を下し傷

を成すの輕重に従て各自に其刑を科す若し共毆して傷を成すの輕重を知ると能はざる時は其重傷の刑に照し一等を減す但教唆者は減等の限に在らば

第三百六條 二人以上共に人を毆打するに當り自ら人を傷せずとも幫助して傷を成さしめたる者は現に傷を成したる者の刑に一等を減す

第三百七條 健康を害す可き物品を施用して人を疾苦せしめたる者は豫め謀て毆打創傷するの例に照して處斷す

第三百八條 人を殺すの意に非ざる雖も詐稱誘導して危害に陥れ因て疾病死傷に致したる者は毆打創傷を以て論ぜ

第三節 殺傷に關する宥恕及び不論罪

第三百九條 自己の身體に暴行を受けるに因り直ちに怒を發し暴行人を殺傷したる者は其罪を宥恕す但不正の所爲に因り自ら暴行を招

きたる者は此限に在らむ

第三百十條 毆打して互に創傷し其手を下すの先後を知ると能はざる者は各其罪を宥恕するとを得

第三百十一條 本夫其妻の姦通を覺知し姦所に於て直ちに姦夫又は姦婦を殺傷したる者は其罪を宥恕す但本夫先に姦通を從容したる者は此限に非らむ

第三百十二條 晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞せんとする者を防止する爲め之を殺傷したる者は其罪を宥恕す

第三百十三條 前數條に記載したる宥恕す可き罪は各本刑に照し二等又は三等を減す

第三百十四條 身體生命を正當に防衛し己むとを得ざるに出で暴行人を殺傷したる者は自己の爲めに他人の爲めにするを分たず其

罪を論せむ但不正の所爲に因り自ら暴行を招きたる者は此限に在らず

第三百十五條 左の諸件に於て己むとを得ざるに出で人を殺傷したる者は其罪を論せむ

一 財産に對し放火其他暴行を爲す者を防止するに出たる時

二 盜犯を防止し又は盜賊を取還するに出たる時

三 夜間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁を踰越損壞する者を防止するに出たる時

第三百十六條 身體財産を防衛するに出ると雖も己むとを得ざるに非せして害を暴行人に加へ又は危害己に去りたる後に於て勢に乗

ト仍ほ害を暴行人に加へたる者は不論罪の限に在らず但情狀に因り第三百十三條の例に照し其罪を宥恕するとを得

第四節 過失殺傷の罪

第三百十七條 疎虞懈怠又は規則慣習を遵守せず過失に因て人を死に致したる者は二十圓以上二百圓以下の罰金に處す

第三百十八條 過失に因て人を創傷し癡篤疾に致したる者は十圓以上百圓以下の罰金に處す

第三百十九條 過失に因て人を創傷し疾病休業に至らしめたる者は二圓以上五十圓以下の罰金に處す

第五節 自殺に關する罪

第三百二十條 人を教唆して自殺せしめ又は囑託を受けて自殺人の爲めに手を下したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上五十圓以下の罰金を附加す其他自殺の補助を爲したる者は一等を減せ

第三百二十一條 自己の利を圖り人を教唆して自殺せしめたる者は重懲役に處す

第六節 擅に人を逮捕監禁する罪

第三百二十二條 擅に人を逮捕し又は私家に監禁したる者は十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す但監禁日數十日を過る毎に一等を加ふ

第三百二十三條 擅に人を監禁制縛して毆打拷責し又は飲食衣服を屏去し其他苛刻の所爲を施したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第三百二十四條 前條の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第三百二十五條 擅に人を監禁し水火震災の際其監禁を解くことを怠り因て死傷に致したる者は亦前條の例に同之

第七節 脅迫の罪

第三百二十六條 人を殺さんと脅迫し又は人の住居したる家屋に放

火せんと脅迫したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

毆打創傷其他暴行を加へんそ脅迫し又は財産に放火し及び毀壞劫掠せんそ脅迫したる者は十一日以上二月以下の重禁錮に處し二圓以上十圓以下の罰金を附加す

第三百二十七條 兇器を保持して前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百二十八條 親屬に害を加ふ可き事を以て脅迫したる者は亦前二條の例に同之

第三百二十九條 此節に記載したる罪は脅迫を受けたる者又は其親屬に告訴を待て其罪を論ぜ

第八節 墮胎の罪

第三百三十條 懷胎の婦女藥物其他の方法を以て墮胎したる者は一

月以上六月以下の重禁錮に處す

第三百三十一條 藥物其他の方法を以て墮胎せしめたる者は亦前條に同之因て婦女を死に致したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處す

第三百三十二條 醫師穩婆又は藥商前條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百三十三條 懷胎の婦女を威逼し又は誑騙して墮胎せしめたる者は一年以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十四條 懷胎の婦女なることを知て毆打其他暴行を加へ因て墮胎に至らしめたる者は一年以上五年以下の重禁錮に處す其墮胎せしむるの意に出たる者は輕懲役に處す

第三百三十五條 前二條の罪を犯し因て婦女を廢篤疾又は死に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第九節 幼者又は老疾者を遺棄する罪

第三百三十六條 八歳に満ざる幼者を遺棄したる者は一月以上一年

以下の重禁錮に處す

自ら生活すると能はざる老者疾病者を遺棄したる者亦同じ

第三百三十七條 八歳に満ざる幼者又は老疾者を墾闢無人の地に遺

棄したる者は四月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百三十八條 給料を得て人の寄託を受け保養す可き者前二條の

罪を犯したる時は各一等を加ふ

第三百三十九條 幼者老疾者を遺棄し因て癡疾に致したる者は輕懲

役に處し篤疾に致したる者は重懲役に處し死に致したる者は有期

徒刑に處す

第三百四十條 自己の所有地又は看守す可き地内に遺棄せられたる

幼者老疾者あるとを知て之を扶助せむ又は官署に申告せざる者は

十五日以上六月以下の重禁錮に處す

若し疾病に罹り昏倒する者あるとを知て扶助せむ又は申告せざる

者亦同之

第十節 幼者を略取誘拐する罪

第三百四十一條 十二歳に満ざる幼者を略取し又は誘拐して自ら藏

匿し若くは他人に交付したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處

し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第三百四十二條 十二歳以上二十歳に満ざる幼者を略取して自ら藏

匿し若くは他人に交付したる者は一年以上三年以下の重禁錮に處

し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す其誘拐して自ら藏匿し若く

は他人に交付したる者は六月以上二年以下に重禁錮に處し二圓以

上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十三條 略取誘拐したる幼者なるとを知て自己の家屬奴婢

と爲し又は其他の名稱を以て之を收受したる者は前二條の例に照し各一等を減す

第三百四十四條 前數條に記載したる罪は被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を論ず但略取誘拐せられたる幼者式に従て婚姻を爲したる時は告訴の効なし

第三百四十五條 二十歳に滿ざる幼者を略取誘拐して外國人に交付したる者は輕懲役に處す

第十一節 猥褻姦淫重婚の罪

第三百四十六條 十二歳に滿ざる男女に對し猥褻の所行を爲し又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の所行を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百四十七條 十二歳に滿ざる男女に對し暴行脅迫を以て猥褻の

所行を爲したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す

第三百四十八條 十二歳以上の婦女を強姦したる者は輕懲役に處す藥酒等を用ひ人を昏睡せしめ又は精神を錯亂せしめて姦淫したる者は強姦を以て論ず

第三百四十九條 十二歳に滿ざる幼女を姦淫したる者は輕懲役に處す若し強姦したる者は重懲役に處す

第三百五十條 前數條に記載したる罪は被害者又は其親屬の告訴を待て其罪を論ず

第三百五十一條 前數條に記載したる罪を犯し因て人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す但強姦に因て癡篤疾に致したる者は有期徒刑に處し死に致したる者は無期徒刑に處す

第三百五十二條 十六歳に滿ざる男女の淫行を勸誘して媒合したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第三百五十三條 有夫の婦姦通したる者は六月以上二年以下の重禁錮に處す其相姦する者亦同也

此條の罪は本夫の告訴を待て其罪を論ぜ但本夫先に姦通を從容したる者は告訴の効なし

第三百五十四條 配偶者ある者重ねて婚姻を爲したる時は六月以上二年以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第十二節 誣告及び誣毀の罪
第三百五十五條 不實の事を以て人を誣告したる者は第二百二十條に記載したる偽證の例に照して處斷す

第三百五十六條 誣告を爲すと雖も被告人の推問を始めざる前に於て誣告者自首したる時は本刑を免す

第三百五十七條 誣告に因て被告人刑に處せられたる時は第二百二十一條第二百二十二條に記載したる例に照して處斷す

第三百五十八條 惡事醜行を摘發して人を誣毀したる者は事實の有無を問はず左の例に照して處斷す
一公然の演説を以て人を誣毀したる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

二書類畫圖を公布し又は雜劇偶像を作爲して人を誣毀したる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し五圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第三百五十九條 死者を誣毀したる者は誣罔に出たるに非ざれば前條の例に照して處斷するとを得ず

第三百六十條 醫師藥商穩婆又は代言人辨護人代書人若くは神官僧

招其身分職業に於て委託を受けたる事に因り知得たる陰私を漏告したる者は誹毀を以て論之十一日以上三月以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す但裁判所の呼出を受けて事實を陳述する者は此限に在らず

第三百六十一條 此節に記載したる誹毀の罪に被害者又は死者の親屬の告訴を待て其罪を論ず

第十三節 祖父母父母に對する罪

第三百六十二條 子孫其祖父母父母を謀殺故殺したる者は死刑に處す

其自殺に關する罪は凡人の刑に照し二等を加ふ

第三百六十三條 子孫其祖父母父母に對し毆打創傷の罪其他監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したる者は各本條に記載したる凡人の刑に照し二等を加ふ但癡疾に致したる者は有期徒刑に處し篤疾に致したる者は無期徒刑に處し死に致したる者は死刑に處す

したる者は無期徒刑に處し死に致したる者は死刑に處す

第三百六十四條 子孫其祖父母父母に對し衣食を供給せず其他必要なる奉養を缺きたる者は十五日以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す因て疾病又は死に致したる者は亦前條比例に同之

第三百六十五條 祖父母父母に對したる殺傷の罪は特別の宥恕及び不論罪の例を用ふるとを得ず但其犯す時知らざる者は此限に在らず

第二章 財産に對する罪

第一章 竊盜の罪

第三百六十六條 人の所有物を竊取したる者は竊盜の罪を爲し二月以上四年以下の重禁錮に處す

第三百六十七條 水火震災其他の變に乗じて竊盜を犯したる者は六

月以上五年以下の重禁錮に處す

第三百六十八條 門戸牆壁を踰越損壞し若くは鎖鑰を開き邸宅倉庫に入り竊盜を犯したる者は亦前條に同之

第三百六十九條 二人以上共に前三條の罪を犯したる者は各一等を加ふ

第三百七十條 兇器を携帯して人の住居したる邸宅に入り竊盜を犯したる者は輕懲役に處す

第三百七十一條 自己の所有物と雖も典物として他人に交付し又は官署の命令に因り他人の看守したる時之を竊取したる者は竊盜を以て論ぜ

第三百七十二條 田野に於て穀類菜菓其他の産物を竊取したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處す

第三百七十三條 山林に於て竹木礦物其他の産物を竊取し又は川澤

池沼湖海に於て人の生養し若くは營業に關する産物を竊取したる者は亦前條に同じ

第三百七十四條 牧場に於て牧畜の獸類を竊取したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處す

第三百七十五條 此節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百七十六條 此節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者は六月以上二年以下に監視に付す

第三百七十七條 祖父父母夫妻子孫及び其配偶者又は同居の兄弟姉妹互に其財物を竊取したる者は竊盜を以て論ずるの限に在らば若し他人共に犯して財物を分ちたる者は竊盜を以て論ず

第二節 強盜の罪
第三百七十八條 人を脅迫し又は暴行を加へて財物を強取したる者

は強盜の罪と爲し輕懲役に處す

第三百七十九條 強盜左に記載したる情狀ある者は一個毎に一等を加ふ

一二人以上共に犯したる時
二兇器を携帶して犯したる時

第三百八十條 強盜人を傷したる者は無期徒刑に處し死に致したる者は死刑に處す

第三百八十一條 強盜婦女を強姦したる者は無期徒刑に處す

第三百八十二條 竊盜財を得て其取還を拒ぐ爲め臨時暴行脅迫を爲したる者は強盜を以て論ず

第三百八十三條 藥酒等を用ひ人を酔迷せしめ其財物を盜取したる者は強盜を以て論ず輕懲役に處す

第三百八十四條 此節に記載したる罪を犯し減輕に因て輕罪の刑に

處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第三節 遺失物埋藏物に関する罪

第三百八十五條

遺失及び漂流の物品を拾得て隱匿し所有主に還付せず又は官署に申告せざる者は十一日以上三月以下の重禁錮に處し又は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第三百八十六條 他人に所有地内に於て埋藏の物品を掘得て隱匿したる者は亦前條に同處

第三百八十七條 此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十七條に掲げたる親屬に條る時は其罪を論ぜざ

第四節 家資分散に関する罪

第三百八十八條

家資分散の際其財産を藏匿脱漏し又は虚偽の負債を増加したる者は二月以上四年以下に重禁錮に處す
情を知て虚偽の契約を承諾し若くは其媒介を爲したる者は一等を

減ず

第三百八十九條 家資分散の際隠蔽の類を藏匿毀棄し若くは分散決定の後債主中の一人又は數人其負債を私償して他の債主を害したる者は一月以上二年以下の重禁錮に處す

第五節 詐欺取財及び受寄財物に關する罪

第三百九十條 人を欺罔し又は恐喝して財物若くは證書類を騙取したる者は詐欺取財の罪を爲し二月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を附加す
因て官私の文書を偽造し又は増減變換したる者は偽造の各本條に照し重きに從て處斷す

第三百九十一條 幼者の知慮淺薄又は人の精神錯亂したるに乗じて其財物若くは證書類を授與せしめたる者は詐欺取財を以て論ず
第三百九十二條 物件を販賣し又は交換するに當り其物質を變之若くは分量を偽て人に交付したる者は詐欺取財を以て論ず

第三百九十三條 他人の動産不動産を冒認して販賣交換し又は抵當典物を爲したる者は詐欺取財を以て論ず
自己の不動産を雖も己に抵當典物を爲したるを欺隱して他人に賣與し又は重ねて抵當典物を爲したる者亦同之

第三百九十四條 前條に記載したる罪を犯したる者は六月以上二年以下の監視に付す

第三百九十五條 受寄の財物借用物又は典物其他委託を受けたる金額物件を費消したる者は一月以上二年以下の重禁錮に處す若し騙取拐帶其他詐欺の所爲ある者は詐欺取財を以て論ず

第三百九十六條 自己の所有に係る雖も官署より差押へたる物件を藏匿脱漏したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處す但家資分散の際此罪を犯したる者は第三百八十八條の例に照して處斷す

第三百九十七條 北節に記載したる罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯罪の例に照して處斷す

第三百九十八條 此節に記載したる罪を犯したる者第三百七十七條に掲げたる親屬に係る時は其罪を論せず

第六節 贓物に關する罪

第三百九十九條 強竊盜の贓物なることを知て之を受け又は寄藏故買し若くは牙保を爲したる者は一月以上三年以下の重禁錮に處し二圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四百條 前條の罪を犯したる者は六月以上二年以下の監視に付す
第四百一條 詐欺取財其他の犯罪に關したる物件なることを知て之を受け又は寄藏故買し若くは牙保を爲したる者は十一日以上一年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す
第七節 放火出火の罪

第四百二條 火を放て人の住居したる家屋を燒燬したる者は死刑に處す

第四百三條 火を放て人の住居せざる家屋其他の建造物を燒燬したる者は無期徒刑に處す

第四百四條 火を放て廢屋及び柴草肥料等を貯ふる屋舎を燒燬したる者は重懲役に處す

第四百五條 火を放て人を乗載したる船舶汽車を燒燬したる者は死刑に處す

其人を乗載せざる船舶汽車に係る時は重懲役に處す

第四百六條 火を放て山林の竹木田野の穀麥又は露積したる柴草竹木其他の物件を燒燬したる者は輕懲役に處す

第四百七條 火を放て自己の家屋を燒燬したる者は二月以上二年以下の重禁錮に處す

第四百八條 放火の罪を犯し輕罪に刑に處する者は六月以上二年以下の監視に付す

第四百九條 火を失して人の家屋財産を燒燬したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十條 火藥其他激發す可き物品又は煤氣井蒸氣罐を破裂せしめて人の家屋財産を毀壞したる者は其故意に出る過失を分ち放火失火の例に照して處斷す

第八節 決水の罪

第四百十一條 堤防を決潰し又は水閘を毀壞して人の住居したる家屋を漂失したる者は無期徒刑に處す
若し人の住居せざる家屋其他の建造物を漂失したる者は重懲役に處す

第四百十二條 堤防を決潰し水閘を毀壞して田圃礦坑牧場等を荒廢したる者は輕懲役に處す

したる者は輕懲役に處す

第四百十三條 他人の便益を損ト又は自己の便益を圖る爲め堤防を決潰し水閘を毀壞し其他水利を妨害したる者は一月以上二年以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百十四條 過失に因て氷害を起したる者は失火の例に照して處斷す

第九節 船舶を覆没する罪

第四百十五條 衝突其他の所爲を以て故さらに人を乗載したる船舶を覆没したる者は死刑に處す但船中死亡なき時は無期徒刑に處す

第四百十六條 前條の所爲を以て人を乗載せざる船舶を覆没したる者は輕懲役に處す

第十節 家屋物品を毀壞し及び動植物を害する罪

第四百十七條 人の家屋其他の建造物を毀壞したる者は一月以上五

年以下の重禁錮に處し二圓以上五十圓以下の罰金を附加す
因て人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す

第四百十八條 人の家屋に屬する牆壁及び園地の裝飾又は田圃の樊圍牧場の柵欄を毀壞したる者は十二日以上三月以下の重禁錮に處し又は二圓以上二十圓以下の罰金に處す

第四百十九條 人の稼穡竹木其他需用の植物を毀損したる者は十一日以上六月以下の重禁錮に處し又は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十條 土地の經界を表したる物件を毀壞し又は移轉したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十一條 人の器物を毀棄したる者は十一日以上六月以下の

重禁錮に處し又は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四百二十二條 人の牛馬を殺したる者は一月以上六月以下の重禁錮に處し二圓以上二十圓以下の罰金を附加す

第四百二十三條 前條に記載したる以外の家畜を殺したる者は二圓

以上二十圓以下の罰金に處す但被害者の告訴を待て其罪を論ず

第四百二十四條 人の權利義務に關する證書類を毀棄滅盡したる者は二月以上四年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四編 違警罪

第四百二十五條

左の諸件を犯したる者は三日以上十日以下の拘留に處し又は一圓以上一圓九十五錢以下の科料に處す

一規則を遵守せざして火藥其他破裂す可き物品を市街に運搬したる者

二規則を遵守せずして火藥其他破裂す可き物品又は自ら火を發す可き物品を貯藏したる者

三官許を得ずして烟火を製造し又は販賣したる者

四人家稠密の場所に於て濫りに烟火其他火器を玩びたる者

五蒸氣器械其他烟筒火竈を建造修理し及び掃除する規則に違背したる者

六官署の督促を受けて崩壊せんとする家屋牆壁の修理を爲さざる者

七官許を得ずして死屍を解剖したる者

八自己の所有地内に死屍あることを知て官署に申告せず又は他所に移したる者

九人を毆打して創傷疾病に至らざる者

十密に賣淫を爲し又は其媒合容止を爲したる者

十一人の住居せざる家屋内に潜伏したる者

十二定りたる住居なく平常營生の産業なくして諸方に徘徊する者

十三官許の墓地外に於て私に埋葬したる者

十四違警罪の犯人を曲庇する爲め偽證したる者但被告人偽證の爲め刑を免かれたる時は第二百十九條の例に従ふ

第四百二十六條 左の諸件を犯したる者は二日以上五日以下の拘留

に處し又は五十錢以上一圓五十錢以下の科料に處す
一人家の近傍又は山林田野に於て濫りに火を焚く者

二水火其他の變に際し官吏より防禦す可きの求めを受け傍觀して之を肯せざる者

三不熟の菓物又は腐敗したる飲食物を販賣したる者

四健康を保護する爲め設けたる規則又は傳染病豫防規則に違背したる者

五人の通行す可き場所にある危険の井溝其他凹所に蓋又は防圍を爲さざる者

六路上に於て犬其他の獸類を賦し又は驚逸せしめたる者

七狂發人の看守を怠り路上に徘徊せしめたる者

八狂犬猛獸等の繫鎖を怠り路上に放ちたる者

九變死人の檢視を受けずして埋葬したる者

十墓碑及び路上の神佛を毀損し又は汚瀆したる者

十一神祠佛堂其他公の建造物を汚損したる者

十二公然人を罵詈嘲弄したる者但訴を待て其罪を論ず

第四百二十七條 左の諸件を犯したる者は一日以上三日以下の拘留

に處し又は二拾錢以上壹圓二拾五錢以下の科料に處す

一濫りに車馬を疾驅して行人の妨害を爲したる者

二制止を肯せざして人の群集したる場所に車馬を牽きたる者

三夜中無提燈にて車馬を疾驅する者

四木石等を道路に堆積して防圍を設けず又は標識の點燈を怠りたる者

五瓦礫を道路家屋園圃に投擲したる者

六禽獸の死屍を道路に棄擲し又は取除かざる者

七汚穢物を道路家屋園圃に投擲したる者

八警察の規則に違背して工商の業を爲したる者

九醫師穩婆事故なくして急病人の招きに應せざる者

十死亡の申告を爲さずして埋葬しふる者

十一流言浮説を爲して人を誑惑したる者

十二妄に吉凶禍福を説き又は祈禱符咒等を爲し人を惑はして利を

圖る者

十三私有地外へ濫りに家屋墻壁を設け又は軒楹を出したる者

十四官許を得ずして路傍又は河岸に床店等を開きたる者

十五路上の植木市街の常燈及び團場等を毀損したる者

十六道路橋梁其他の場所に榜示したる通行禁止及び指道標の類を

毀棄汚損したる者

第四百二拾八條 左の諸件を犯したる者は一日の拘留に處し又は拾

錢以上一圓以下の料料に處す

一官署より價額を定めたる物品を定價以上に販賣したる者

二渡船橋梁其他の場所に於て定價以上の通行錢を取り又は故なく

通行を妨げたる者

三渡船橋梁其他通行錢を拂ふ可き場所に於て其定價を出さずして

通行したる者

四路上に於て賭博に類する商業を爲したる者

五官許を得ずして劇場其他觀物場を開き及び其規則に違背したる

者

六溝渠下水を毀損し又は官署の督促を受けて溝渠下水を浚はざる

者

七制止を肯せせして路傍に食物其他の商品を羅列したる者

八官許を得ずして獸類を官有地に放ち又は牧畜したる者

九身體に刺文を爲し及び之を業とする者

十他人の繋ぎたる牛馬其他の獸類を解放したる者

十一他人の繋ぎたる舟筏を解放したる者

第四百二十九條 左の諸件を犯したる者は五錢以上五十錢以下の料に處す

- 一 橋梁又は堤防に害を爲る可き場所に舟筏を繋たたる者
- 二 牛馬諸車其他物件を道路に横たへ又は木石薪炭等を堆積して行人の妨害を爲したる者
- 三 車馬を並べ牽て行人の妨害を爲したる者
- 四 水路に於て舟を並べ通船の妨害を爲したる者
- 五 水雪塵芥等を路上に投棄したる者
- 六 官署の督促を受けて通路の掃除を爲さざる者
- 七 制止を肯せずして路上に遊戯を爲し行人に妨害を爲したる者
- 八 牛馬を牽き又は繋ぐとを忽かせにして行人の妨害を爲したる者
- 九 出入を禁止したる場所に濫りに出入したる者
- 十 通行禁止の榜示を犯して通行したる者

十一 道路に於て放歌高聲を發して制止を肯せざる者

十二 酩酊して路上に喧噪し又は醉臥したる者

十三 路上の常燈を消したる者

十四 人家の塙壁に貼紙及び樂書したる者

十五 邸宅の番號標札招牌又は貸家賣家の貼紙其他報告の榜標等を毀損する者

十六 他人の田野園圃に於て菜菓を採食し又は花卉を折採したる者

十七 公園の規則を犯したる者

十八 通路なき他人の田圃を通行し又は牛馬を牽入れたる者

第四百三十條 前數條に記載するの外各地方の便宜により定むる處の違警罪を犯したる者は其罰則に従て處斷す

明治十三年十二月五日 御届

(定價金貳拾錢)

全 年十二月廿六日 出版

山梨縣平民

編輯者 並 出版人

內藤傳右衛門

甲府常盤町四番地

發賣書肆

同 支 店

東京日本橋區通鹽町
十一番地

